

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク放課後児童クラブ運営規程

(目的)

第1条 本規程は、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年筑紫野市条例第22号。以下「条例」という。）及び筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び基準を定める条例施行規則（平成26年筑紫野市規則第29号）に基づき、放課後児童クラブの運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、第4条に定める入所対象児童、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第3条 放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の名称及び所在地は、別表第1に定めるとおりとする。

(入所対象児童)

第4条 対象児童は、原則として保護者が労働等により昼間家庭において保護を受けることができない小学校1学年から6学年までの児童とする。

(運営主体)

第5条 児童クラブの運営は、次の方針に基づき、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という。）が行う。

- (1) 児童が、安全に伸びのびと放課後や学校休業日を過ごせる居場所をつくる。
- (2) 児童一人ひとりを大切にし、心身ともに健やかで豊かな成長をはぐくむ。
- (3) 保護者が安心して働ける環境をつくる。
- (4) 児童の最善の利益を考慮し、保護者・放課後児童支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）・地域住民・行政の連携に努め、地域の子育てを支援する。

(職員の職種、員数)

第6条 児童クラブには、条例第10条2項の支援の単位ごとに同条第3項に規定する放課後児童支援員を置く。ただし、支援の単位ごとに一人を除き補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

2 前項の支援員等の配置は別表3のとおりとする。

(職務の内容)

第7条 支援員等の職務は次のとおりとする。

- (1) 児童クラブ在籍児童の生活指導

- (2) 児童の出欠確認、事故防止、室内の管理
- (3) 指導日誌の記録
- (4) 法人や保護者会、学校との連絡及び調整
- (5) その他、事業に必要な事項

(開所日及び時間)

第8条 開所日及び開所時間は次に定めるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までは、放課後から午後6時までとする。
- (2) 土曜日及び小学校休業日は、午前8時から午後6時までとする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、児童クラブの開所時間は、午後7時まで延長することができる。

(閉所日)

第9条 閉所日は次に定めるとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 8月13日から15日まで
- (3) 12月29日から翌1月3日まで
- (4) その他 市長が特に必要があると認めた場合

(支援の内容)

第10条 児童クラブを利用する者（以下「利用者」という。）に対して以下の支援を行う。

- (1) 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- (2) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- (3) 児童が宿題等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な支援を行うこと。
- (4) 基本的な生活習慣についての支援及び自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- (5) 活動状況についての家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- (6) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市や児童相談所、保険福祉環境事務所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- (7) その他、児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

(利用者の保護者が支払うべき額)

第11条 保護者は別表第2により保育料を納入しなければならない。

(利用定員)

第12条 児童クラブの利用定員は、別表1のとおりとする。

(通常事業の実施地域)

第13条 通常事業の実施地域は、原則、クラブが属する小学校区内とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 児童クラブを利用する児童の保護者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) 児童の健康状態に異状がある場合には、支援員の指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
- (2) 児童に障害、疾病等のために特別の支援を必要とする場合には、入所時に必ず申し出ること。また、児童の障害、疾病等の内容に関する照会があった場合には必ず回答すること。
- (3) 法人規程等を遵守し、所属する児童クラブ保護者会の活動に対して協力すること。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条 支援員は、児童の健康状態に異状が生じた場合には、速やかに当該児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 支援員は、事故が発生した場合には、速やかに法人事務局並びに当該児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 16 条 法人は消火器等の消火用具、その他非常災害対策に必要な設備を設けるとともに、児童クラブ別に非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する普段の注意と訓練を実施するものとする。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、年 4 回以上これを行うものとする。

(支援員等の禁止行為)

第 17 条 支援員は、児童に対し、次に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の児童による前 2 号又は次号に掲げる行為の放置その他の支援員としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(相談窓口の設置)

第 18 条 児童又はその保護者からの苦情に迅速に対応するために専務理事を相談窓口とする。

(秘密保持等)

第 19 条 職員は個人情報保護に努め、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第 20 条 この運営規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1 第3条関係)

児童クラブの名称	所在地	利用定員※
ちびっこクラブ	筑紫野市立二日市小学校 筑紫野市二日市西二丁目3番16号	114
風の子クラブ	筑紫野市立二日市東小学校 筑紫野市紫七丁目4番1号	206
なかよしクラブ	筑紫野市立二日市北小学校 筑紫野市二日市北八丁目2番1号	125
わんぱくクラブ	筑紫野市立山口小学校 筑紫野市大字萩原850番地1	44
どんぐりクラブ	筑紫野市立筑紫小学校 筑紫野市大字筑紫531番地	192
あしきクラブ	筑紫野市立阿志岐小学校 筑紫野市阿志岐2350番地	47
ぽかぽかルーム	筑紫野市立吉木小学校 筑紫野市大字吉木2526番地2	58
ひまわりクラブ	筑紫野市立原田小学校 筑紫野市美しが丘南二丁目10番地5	196
ひまわりキッズ	筑紫野市立筑紫東小学校 筑紫野市光が丘二丁目3番地1	92
山の子クラブ	筑紫野市立山家小学校 筑紫野市大字山家4341番地	31
スマイルキッズ	筑紫野市立天拝小学校 筑紫野市天拝坂六丁目1番地1	79

※ただし、やむを得ない事由がある場合は、上記の限りではない。

(別表2 第11条関係)

保育利用の種別	利用料金	備考
通年保育利用	月額 7,500円	ひとり親家庭等については、要件を満たせば減額制度が適用される。
通年延長保育利用	月額 9,000円	
季節保育利用	年額 28,000円	
季節延長保育利用	年額 31,000円	

(別表3 第6条関係)

利用者数	支援員等配置数
40人以下	2人
41人以上60人以下	3人
61人以上	4人

